

長期収載品（先発医薬品）の処方について

令和6年10月1日より、厚生労働省の定めに基づき、患者さまのご希望により「長期収載品（先発医薬品）」を処方・調剤する場合には、通常の保険診療（自己負担分）とは別に「選定療養費（特別の料金）」をご負担いただくこととなりました。

○長期収載品とは

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品のことです。

○対象となるケース

- ・後発医薬品が発売されてから5年以上経過している、または後発医薬品への置き換え率が相当程度高い長期収載品が対象となります。
- ・患者さまご自身の希望で長期収載品を選択された場合に選定療養費が発生します。

○ご負担いただく金額（特別の料金）

- ・「長期収載品の価格」と「後発医薬品の最高価格」との差額【4分の1（25%の金額）】の金額

※選定療養費には、別途消費税が加算されます。

※医療受給者証（公費負担医療）をお持ちの方も、患者さんのご希望による長期収載品の選択分については、自己負担が発生する場合があります。

○対象外となるケース

- ・医師が医療上の必要性により長期収載品を処方したと判断した場合
- ・後発医薬品の在庫状況や出荷調整等により、後発医薬品の提供が困難な場合

当院では、安心・安全で質の高い医療を提供するとともに、患者さまの医療費負担軽減や医薬品の安定供給に配慮し、後発医薬品の使用推進（一般名処方等）に取り組んでおります。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。